

個人情報の取扱い

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告に係る 個人情報の取扱いについて

都道府県は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された定期報告書等に記載された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令に基づき適正に管理し、定期の報告に係る業務のために利用します。

また、都道府県は、家伝法第12条の4第1項の規定に基づき報告された個人情報を、個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、また、農林水産省へ第三者提供した上で、同省が運用する飼養衛生管理支援システムを利用して定期の報告に係る業務を行うとともに、必要最低限度の範囲内において家畜の伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止に係る業務（家きん及び豚等における飼養衛生管理基準の自己点検に関する業務、病性鑑定（発生速報、月報等を含む。）に関する業務、豚熱予防的ワクチンの接種状況の報告に関する業務等をいう。以下同じ。）、畜産振興に関する業務に利用します。

農林水産省は、提供を受けた個人情報を個人情報保護法及び関係法令に基づき適正に管理し、家畜の伝染性疾病的の発生予防及びまん延防止に係る業務のために利用します。